

今後の公務員給与の在り方に関する有識者意見交換（第5回）
議事次第

日時：令和5年3月20日(月)
14:00 ~ 16:00
場所：人事院第一特別会議室

1. 給与局長挨拶
2. 出席者紹介
3. 事務局からの資料等の説明
4. 意見交換

(配布資料)

意見交換テーマ（事務局説明資料）

意見交換テーマ

～働く環境が変化中での職員の事情・公務の実情に応じた給与の在り方～

人事院給与局

意見交換テーマ③ 働く環境が変化する中での職員の事情・公務の実情に応じた給与の在り方

〈背景〉

- 社会全体として、働き方に関する価値観やライフスタイルの多様化(転勤の忌避、婚姻率の低下、共働きの増加など)が進み、デジタル技術の活用等により働き方の選択肢が増加。公務においても、女性職員の増加も背景に、こうした状況に応じて職員が様々な形で活躍できるよう支援していくことが求められる。
- 一方、国民の生命、財産等に直接関わる行政サービスを提供するため全国各地に展開する体制を確保する等の公務組織としての要請も存在。
- 政府において、地方の自律的な取組を支援する各種施策が推進される中、職員が勤務する地域に着目して支給される給与の在り方についても検討していく必要。



〈課題認識〉

- 職員側・公務側の様々な事情や地域の実情を踏まえて給与の調整を行うための諸手当について、上記のような背景事情の下、より職員の事情や公務の実情に応じたものとするにはどのような見直しが必要か。

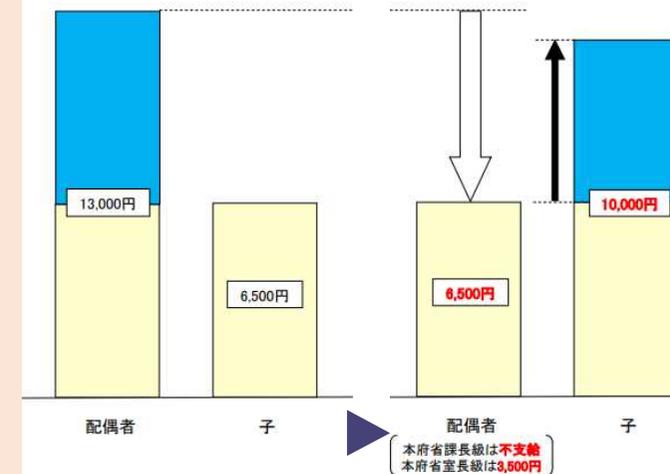
③ 働く環境が変化する中での職員の事情・公務の実情に応じた給与の在り方

諸手当の見直し：現状と課題

現状・これまでの取組

- 職員個人のライフスタイルや働き方に着目した給与
 - 扶養手当：扶養親族がある者に支給（配偶者等6,500円、子10,000円）
平成28年に配偶者に対する手当額を引き下げ、子に配分。課長級は不支給
 - テレワーク：現在はテレワークを実施した場合に手当を支給する枠組みなし
- 勤務地を異にする異動等に関連して支給される給与
 - 通勤手当：6か月定期券の券面額など実費弁償的に支給（上限5万5千円/月）
異動に伴う新幹線等通勤について特別料金の1/2（上限2万円/月）を支給
 - 広域異動手当：転居を伴うような広域異動から3年間支給（俸給等の10～5%）
地域手当とあわせて給与構造改革で導入。総合的見直しで支給率を引き上げ
 - 単身赴任手当：異動に伴い配偶者と別居した場合に支給（距離に応じ定額）
総合的見直しにおいて額を引き上げ
 - 特勤手当：離島など生活の著しく不便な地で勤務する者に支給（俸給等の25～4%）
- 地場賃金とのバランス
 - 地域手当：民間賃金水準が高い地域について7区分の級地（市町村単位）を設定して支給（俸給等の20%[東京都23区]～3%[新潟市など]）
地方の公務員給与が高いとの批判を踏まえ給与構造改革（平成18年～）で導入。
総合的見直し（平成27年～）で東京23区の率を引き上げるなどの改定

扶養手当の見直し



③ 働く環境が変化する中での職員の事情・公務の実情に応じた給与の在り方

諸手当の見直し：現状と課題

課題

- 職員個人のライフスタイルや働き方に着目した給与
 - ・ 共働きの一般化等により、配偶者手当を支給する民間事務所の割合、公務における配偶者に係る手当を受給する職員の割合はいずれも減少傾向にあるなど、配偶者の扶養をめぐる状況の変化がみられる。
 - ・ テレワークの普及により、通勤回数が減少する一方で自宅での光熱水道費負担が生じるなど、新たな事象が生じている。
- 勤務地を異にする異動等に関連して支給される給与
 - ・ 交通網の発達や、家庭の事情等による転勤困難により、新幹線等による遠距離通勤のニーズが増加している。
 - ・ 再任用職員の離島官署への異動、中途採用による採用時点からの単身赴任など、制度創設時には想定されていなかった人事パターンについては手当が支給されていないが、人材確保や人事管理円滑化の観点から適用拡大の要望がある。
- 地場賃金とのバランス
 - ・ 勤務官署を異にする異動の際に、地域手当の級地の差により給与額が変動することで、職員の生活や人事管理に影響。
 - ・ 市町村別の地域手当については、隣接自治体間での級地区分の違いから、援用されている各種制度への影響を含め、様々な議論が生じている。

③ 働く環境が変化中での職員の事情・公務の実情に応じた給与の在り方

諸手当の見直し：議論のポイント

- ✓ 職員個人のライフスタイルや働き方に着目した給与について、様々な立場の職員の納得感、民間の状況、国民の理解等の観点も踏まえた場合、環境が変化する中でどのような費用の扶助を優先すべきか。
- ✓ 勤務地を異にする異動等に関連して支給される給与について、個人の事情にも配慮しつつ一定の体制を維持するには、負担の大きい遠隔地転勤や僻地勤務には給与上のインセンティブをより広げる必要があるのではないか。
- ✓ 地場賃金とのバランスについて、各地域で勤務する国家公務員の給与水準について国民の理解を得る観点や、民間賃金が高い地域における人材確保等の観点を踏まえると、引き続き一定の調整を行う意義はあるのではないか。他方で、地域差の具体的な調整の在り方について、見直していく余地もあるのではないか。

参考資料

別添1 諸手当の概要

別添3 民間の在宅勤務関連手当の支給状況

別添5 単身赴任手当の支給要件

別添2 官民の扶養手当の支給状況

別添4 通勤手当の特例(新幹線鉄道等に係る特例)

別添6 地域手当の指定基準